

高遠中学校同窓会（令和4年3月14日改正）

Ⅰ 会 則

第一章 総 則

第1条 本会は高遠中学校同窓会と称し、事務局を高遠中学校内におく。

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

(1)総会の開催

(2)母校との連絡

(3)その他、必要と認める事項

第4条 本会は、次の会員によって構成する。

(1)普通会員…本校卒業生・在校生及びこれに準ずる者

※ 本校とは昭和22年度より昭和33年度までの高遠中学校・長藤中学校・三義中学校・藤澤中学校、また昭和22年度から昭和38年度までの河南中学校・昭和34年度以降の高遠中学校をいう。

(2)特別会員…高遠中学校現職員及び旧職員

第二章 役 員

第5条 本会には次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 理事5名 監事2名 顧問 若干名

第6条 役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長 本会を代表して会務を統括する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はその会務を代行する。

(3) 理事 各支部を代表し、理事会を構成し、本会の重要事項を協議決定する。

(4) 事務局 本会の会務・会計の執行にあたる。

(5) 監事 本会の会計を監査する。

(6) 顧問 会長の諮問に応ずる。

第7条 役員の選出は次の通りとする。

(1) 会長 理事会で推薦し、総会の承認を得る。

(2) 副会長 理事会で推薦し、総会の承認を得る。

(3) 理事 各支部により選出された支部長がこれにあたる。

(4) 事務局 理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(5) 監事 理事会で推薦し総会の承認を得る。

(6) 顧問 高遠中学校長・理事会で推薦し、会長が委嘱する。

第8条 役員の任期

(1) 役員の任期は2ヶ年とし、重任を妨げず、また再選を妨げない。

(2) 役員の任期終了後も後任者の決定するまではその任務を継続する。

第三章 機 関

第9条 本会には次の機関をおく。各機関の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(1)総会 (2)理事会 (3)幹事会

第10条 総会は本会の最高議決機関で、2年に1回を原則とし、会長が招集し、次のことを行う。

(1)会計会務の報告 (2)役員承認 (3)会則の変更

第11条 理事会は総会に次ぐ決議機関であって、必要なときに会長が招集し、必要事項を審議し決定する。総会の開催が困難な時は理事会をもって代行することができる。

第12条 幹事会は正副会長・事務局をもって構成し、必要な時に会長が招集し、会務執行、議案立案、緊急処理事項等について協議する。

第四章 会 計

第13条 本会の経費は入会金及びその他の収入をもってこれにあてる。

入会金は1人 500円とし、入会の時に納入するものとする。

第14条 本会の会計事務は事務局が行い、年度末に監事の監査を受ける。

会計報告は理事会で行い、承認を得る。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 支 部

第16条 本会に次の支部をおく。

(1)高遠支部

高遠東区(若宮、殿坂、二番郭内、三番、花畑、五番、鍛冶村、田の口、除組)

高遠西区(鉾持、常磐、諸町、宮本、袋町、千年町)

高遠北区(新町、番匠、旭町、下町、東町、清水、横町)

高遠中区(高砂、本町、仲町、霜町、梅町、稲持、島畑、桜町)

高遠南区(多町、相生、神明団地)

(2)長藤支部

(的場、弥勒、板山、野笹、中村、塩供、中条、黒沢、四日市場、栗田)

(3)三義支部

(荊口、川辺、原、宮沢、新井、久保、那木沢、宮原、両日向、中央)

(4)藤沢支部

(台殿、北原、荒町、水上、御堂垣外、松倉、片倉)

(5)河南支部

上山田区(押出、越道、引持、金井、芝平、三栄)

下山田区(羽場、西町、城下、下北、上北)

小原区(小原上、小原中、小原下、瀬戸、小原峰、小原北、小原東、小原南)

勝間区(堀、西和手、共信、滝沢、原勝間)

第17条 各支部に支部長をおき、支部長は理事を兼ねるものとする。

各支部は必要に応じ他の役員をおくことができる。

第六章 附 則

第18条 本会は必要に応じ内規を設けることができる。内規の変更は理事会で行う。

第19条 本会則は昭和43年3月10日より施行する。令和4年3月14日改正

第20条 本会の会則は総会の同意がなくては変更できない。

内 規

(1)理事会は定数の過半数の出席をもって成立するものとする。欠席者が書面にて委任した場合は出席したこととみなす。